

千曲市ネーミングライツ導入に関する基本指針

平成 30 年 4 月 20 日制定
令和 6 年 10 月 9 日一部改正

第 1 趣旨

この基本指針は、市有施設の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適正な導入を図るため、対象施設や募集の方法、応募者の選定等について基本的な考え方をまとめたものです。

第 2 導入の目的

市の自主財源を確保し、安定的な施設の維持管理・運営を行うため、ネーミングライツを導入します。

また、愛称（ネーミングライツにより命名された新たな名称をいう。以下同じ。）を使用することにより、施設の魅力を高め、利用者の満足度向上を図ります。

第 3 概要

市有施設の名称に、命名権者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）の企業名や商品名等を冠した愛称を一定期間独占的に付与する代わりに、当該ネーミングライツ・パートナーからその対価として命名権料を得て、施設の維持管理・運営等に役立てる制度です。

第 4 導入の手続

市が選定した施設についてネーミングライツ・パートナー及びその提案する愛称を募集することとし、導入の手続は次のとおりとします。

- 1 選定委員会によるネーミングライツ導入施設の選定及び導入条件の決定
- 2 募集要項の作成
- 3 募集
- 4 必要に応じて関係者へのヒアリング実施
- 5 選定委員会によるネーミングライツ・パートナー優先候補者（以下「優先候補者」という。）の選定
- 6 ネーミングライツ・パートナー、愛称及び命名権料の決定
- 7 協定の締結
- 8 周知

9 ネーミングライツ・パートナーによる看板等の表示変更

10 愛称の使用開始

第5 導入対象施設の考え方

不特定多数の市民が利用し、愛称を使用することにより利用者の増加や有効活用が期待される市有施設のうち、利用者数や施設規模、設置目的等を勘案し、選定委員会が導入対象施設を選定します。

なお、行政系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、集会施設、保健・福祉施設、文化財施設、市営住宅及び教職員住宅は、導入対象施設から除外します。

また、施設の一部への導入は対象外とします。

備考

- 1 指定管理者が管理する施設に愛称を付与しようとする場合は、あらかじめ当該指定管理者の承諾を得ることとします。
- 2 この基本指針施行の際、現に用いられている通称名については、この基本指針における愛称として取り扱わないこととします。
- 3 必要に応じて、導入施設の地元区や利害関係者、利用団体等に対して、あらかじめ導入について意見聴取し、合意形成を図ることとします。

第6 応募条件

市は、選定委員会で選定した施設について、次の条件でネーミングライツ・パートナー及び愛称を募集します。

1 応募資格

(1) 応募できる者は、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた法人その他の団体（法人格は問わない。以下「法人等」という。）とします。ただし、以下のいずれかに該当する法人等は応募できないこととします。

- ① 法令等に違反している者
- ② 市税を滞納している者
- ③ 市から入札参加資格の指名停止を受けている者
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続中の者
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される者

⑥ 代表者等（役員及び経営に事実上参加している者）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員等である者

⑦ 上記のほか、ネーミングライツを取得することが適当でないと認められる者

（2）複数の法人等による応募も可能としますが、その場合は、代表団体を定めること、構成する法人等の全てが応募資格を満たすことを条件とします。

2 愛称

（1）ネーミングライツにより付与される愛称は、施設の設置目的や性格にふさわしく、市民の理解が得られるものとし、千曲市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成18年告示第72号）第3条第1項各号に掲げる内容を含まないものとしします。

（2）利用者の混乱を避けるため、第9に掲げる協定で締結した協定期間内における愛称の変更はできないこととしします。

（3）愛称は、一般的な呼称として用いられる名称であるため、市の条例で定める施設の名称の改正は行わないこととしします。

（4）愛称が定着するまでの間（概ね1年）は、必要に応じて市の条例で定める施設の名称を併記することとしします。

（5）ネーミングライツ・パートナーからの提案により、導入施設の愛称ロゴを作成できることとしします。

（6）愛称の表示または愛称ロゴのデザインに、企業ロゴ、企業マスコット等を使用できることとししますが、ネーミングライツ・パートナーにより商標登録されていることを前提としします。

（7）愛称の表示または愛称ロゴに企業のキャッチフレーズは原則使用できないこととしします。ただし、企業ロゴや企業マスコット等とキャッチフレーズが一体となって商標登録されている場合は、キャッチフレーズも使用できることとしします。

（8）ネーミングライツ・パートナーが作成した愛称ロゴの知的財産権は、ネーミングライツ・パートナーに帰属します。ただし、何人も愛称ロゴをネーミングライツ・パートナーの定める条件に従って使用できることとしします。

(9) 上記のほか、提案のあった愛称や愛称ロゴについて必要がある場合、市はネーミングライツ・パートナー優先候補者と協議して決定できることとします。

3 命名期間

原則3年以上とします。

4 命名権料

- (1) 施設の利用状況やメディアへの露出頻度、類似する施設の命名権料等を勘案し、募集要項に掲載します。
- (2) 導入施設に利用が制限される期間が発生する場合は、ネーミングライツ・パートナーとの協議により、命名権料を月割りで減額することができます。この場合でも、愛称の使用は継続できることとします。
- (3) 命名権料は、施設管理等の役務や管理に伴う現物提供等の方法により、金銭以外とすることができます。また、金銭と役務の提供といった提案も可能とします。

備考

- 1 命名権料の算定については、導入済み施設の算定経過を踏まえ、下記の計算式によって求められた額も参考にします。

(導入施設の年間の維持管理経費) × 10% = 命名権料(年額)

5 費用負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は次のとおりとし、ネーミングライツ・パートナーは、命名権料とは別に費用負担することとします。協定期間満了後の原状回復についても同様の取扱いとします。

区 分	費用負担
敷地内外の看板、標識等の表示変更(※1)	ネーミングライツ・パートナー
市が発行する印刷物、市のホームページの表示変更(※2)	市

※1 敷地外の場合は、関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行います。また、看板、標識等の新設については、設置の可否を含めて協議します。

※2 印刷物の表示変更は、協定締結後に作成する分からとします。

6 ネーミングライツ・パートナーへ付与する特典

ネーミングライツ・パートナーへ付与する特典を、施設の特性に応じて検討し、募集要項に掲載します。特典を設定しないことも可能とします。

備考

1 特典例

- ・施設の優先利用権の付与
- ・施設利用券の付与・使用料の減免
- ・施設内にネーミングライツ・パートナーの広告コーナーを設置

第7 募集方法

ネーミングライツ・パートナーの募集方法は、次のとおりとします。

1 募集方法

原則公募とします。

2 募集期間

原則 60 日間以上の期間を設けます。ただし、施設規模が小さい場合や命名権料(希望額)の設定が低い場合は「30 日間以上」にすることができ

ます。

3 募集要項

ネーミングライツ導入施設ごと、募集の都度、作成します。

4 周知方法

募集要項を市報千曲や市のホームページに掲載する等、幅広く周知します。

5 その他

募集期間内に応募がなかった場合は、原則として再募集を行います。その際は、応募がなかったことを踏まえ、募集要項の見直しを検討します。

再募集の際、随時受付（期限を設定せずに先着順に審査する等）の方法は取りません。再募集に応募がなかった場合は、年度を替えて募集を検討します。

第8 選定方法

選定委員会において別途選定基準を定め、総合的な審査を行い、優先候補者を選定します。

第9 協定の締結

市は、優先候補者とネーミングライツの取得に関して合意に至った時点で協定を締結します。

協定を締結したネーミングライツ・パートナーは、次回の選定の際に優先的に交渉することができます。ただし、市は公募により市にとって明らかに有利な条件が提示される可能性が高い場合その他必要があると認める場合は、協定を更新せず公募を行うものとします。また、応募時に準じた資料の提出等を求めることがあります。

第10 協定の解除

1 協定の解除

協定締結後、市は、次に該当する場合、協定を解除できることとします。

- (1) ネーミングライツ・パートナーが第6の1に掲げる応募資格を喪失し、又は喪失することが明らかになった場合
- (2) ネーミングライツ・パートナーの社会的信用を損なう行為等により市又は施設のイメージが損なわれ、又は損なわれる恐れがある場合

2 費用負担

敷地内外の看板、標識等の表示の原状回復等、協定の解除に伴い発生する費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

3 命名権料の返還

ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき理由により協定を解除した場合、納入済みの命名権料は返還しないこととします。

第11 公表及び普及

1 ネーミングライツ・パートナーの公表

市は、ネーミングライツ・パートナーが決定した際は、市報千曲や市のホームページ等を通じて、法人等名、愛称、命名期間、命名権料等を公表します。

2 愛称の普及

市は、ネーミングライツ導入後、広報印刷物や市のホームページ等において愛称を積極的に使用します。

第12 法人等からの提案

法人等から、第5に該当する導入対象施設のうち、施設を特定して愛称、命名期間及び命名権料の提案があった場合は、この基本指針の主旨を勘案し、選定委員会において取扱いを協議することとします。